

富士見台中学校いじめ防止基本方針



令和 6 年 4 月 改訂

富士見市立富士見台中学校

富士見台中学校いじめ防止基本方針

はじめに

富士見台中学校では、いじめは「いつでも、どこでも、だれにでも起こる」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることができることを願い「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣）」、「富士見市いじめ防止基本方針（平成27年7月）」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「富士見台中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：いじめ防止等のための基本的な方針）

富士見台中学校のいじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。そのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れもあるものであり、絶対に許されない行為であることを重視し、全職員が一丸となっていじめ防止やいじめの早期発見及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

いじめ克服のための富士見台中学校5つの構え

- 1 「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解決」を大原則で取り組む。
- 2 「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で早期に対応する。
* いじめであったかどうかの最終決定は解決後に検証すればよい。
- 3 生徒の訴えや保護者の相談には、真摯に耳を傾け、誠実、スピードで対応する。
- 4 「いじめを受けた生徒」を守り抜く姿勢で指導に入る。
- 5 一部の問題とはせず、学校全体で組織的に対応する。

1 いじめを未然に防止するために

(1) いじめを生まない学校土壌づくり

- ①人的環境づくり 個を育てる、集団を育てる、学校・教師集団が成長する
- ②物的環境づくり きれいな教室、心安らぐ校舎、安全な施設・設備

(2) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

- ①健やかな人間関係づくりによる互いのよさを認め合う環境をつくる。
- ②生徒がいじめを自分のこととして、自ら活動できる集団をつくる。
- ③一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりに努める。
- ④学校行事における異学年交流を通して、生徒が互いに認め合い、信頼し合う人間関係づくりを目指す。

(3) 人権教育、道徳教育の充実推進

- ①学校のあらゆる教育活動の中で、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。
- ②人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。
- ③道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

(4) いじめについて、校内研修等の充実

- ①常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを職員会議等での協議内容とし改善充実を図る。
- ②教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備充実に努める。
- ③情報リテラシーや情報モラルの指導の指導に向けた校内研修の充実を図る。

(5) 生徒の主体的な活動の促し

- ①生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように支援する。

具体的な生徒の活動

生徒会を中心以下の2点を生徒の活動として行っている。

- ・生徒会を中心にした昇降口付近でのあいさつ運動
- ・全生徒を対象にいじめに関するアンケートを行い、集計した。結果を全校に報告し、いじめをなくすための宣言を書かせ、木をモチーフにした掲示物に貼っていく「Heart Full Tree」

2 いじめの早期発見

(1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

- ①「生徒がいるところには、教職員がいる」を基本に、生徒とともに過ごす機会を積極的に設け日々の観察に努める。
- ②定期的な「いじめアンケート」の実施（年2回以上実施 6月、11月頃）や面談等を活用していじめの早期発見に努める。
- ③さわやか相談員やスクールカウンセラーを活用するなど、いつでも、どこでも気軽に相談できる教育相談体制を充実させる。

(2) 教職員の指導体制の向上

- ①埼玉県教育委員会「彩の国生徒指導ハンドブックNew I's」を活用し、校内でのいじめに関する教職員の指導力向上を目指す。
- ②いじめの状況が確認できないから解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続ける。
- ③地域行事への参加、関係機関との情報共有など、日常的な連携を心がける。

3 いじめへの対処

(1) いじめ問題に対応する体制の整備

- ①「いじめに学校としてどう取り組むか」という方針の明確化と生徒・保護者への説明を実施する。
- ②全職員で方針を共通理解し、さらに情報が確実に把握できる体制を整備する。特に、気になることを見逃さず、お互いに伝えあう教師集団づくりを目指す。

(2) 教育相談の充実

- ①生徒が相談しやすいよう、相談週間を設定したり、生徒が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努める。
- ②多面的な相談体制の構築を目指し、校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。

(3) いじめる側の生徒への実効性のある指導

- ①いじめる側の生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行う。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応する。
- ②いじめる側の生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努める。

(5) 富士見台中学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。（いじめ防止対策推進法 第22条）

校内組織

(1) 構成員

校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止全体指導計画を策定する。
- ・ 生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・ 教育相談部会を中心とした校内の相談体制づくりを行う。

(3) 開催

- ・ 年間計画に位置づけ定期的に行うとともに、必要に応じて開催する。

連携関係機関

- ・ こども未来応援センター、教育相談室、スクールソーシャルワーカー

4 地域や家庭との連携

(1) 保護者・地域・関係機関との連携強化及び啓発の促進

- ①自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。
- ②学校応援団、富士見市青少年健全育成市民会議、民生委員・主任児童委員らと連携した生徒の見守りを推進する。
- ③いじめの事実を確認した場合は、富士見市教育委員会（教育相談室等）に連絡し、連携を図り迅速に対応する。また、いじめが長期化している場合は経過を報告し、支援を依頼する。
- ④犯罪性が高いいじめについては、警察、児童相談所等と連携して対応し、被害者救済、二次被害防止、再発防止を徹底する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは 文部科学省「いじめ防止基本方針」より

- (1) いじめにより富士見台中学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

- (2) いじめにより富士見台中学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・ 不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・ 30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合

- (3) その他

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも生徒等や保護者から申し立てがあった場合

（２）重大事態の報告

- ①重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに富士見市教育委員会に報告する。

（３）調査の実施

- ①「富士見台中学校いじめ防止対策委員会」を開き、調査を実施し、客観的事実を明確にする。その際、「富士見台中学校いじめ防止対策委員会」、「富士見市いじめのない学校づくり委員会」のどちらが調査を行うかの支持を受ける。なお、「富士見台中学校いじめ防止対策委員会」が調査を行う場合は、富士見市教育委員会の指導及び助言を受ける。

（４）調査結果の提供及び報告

- ①いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

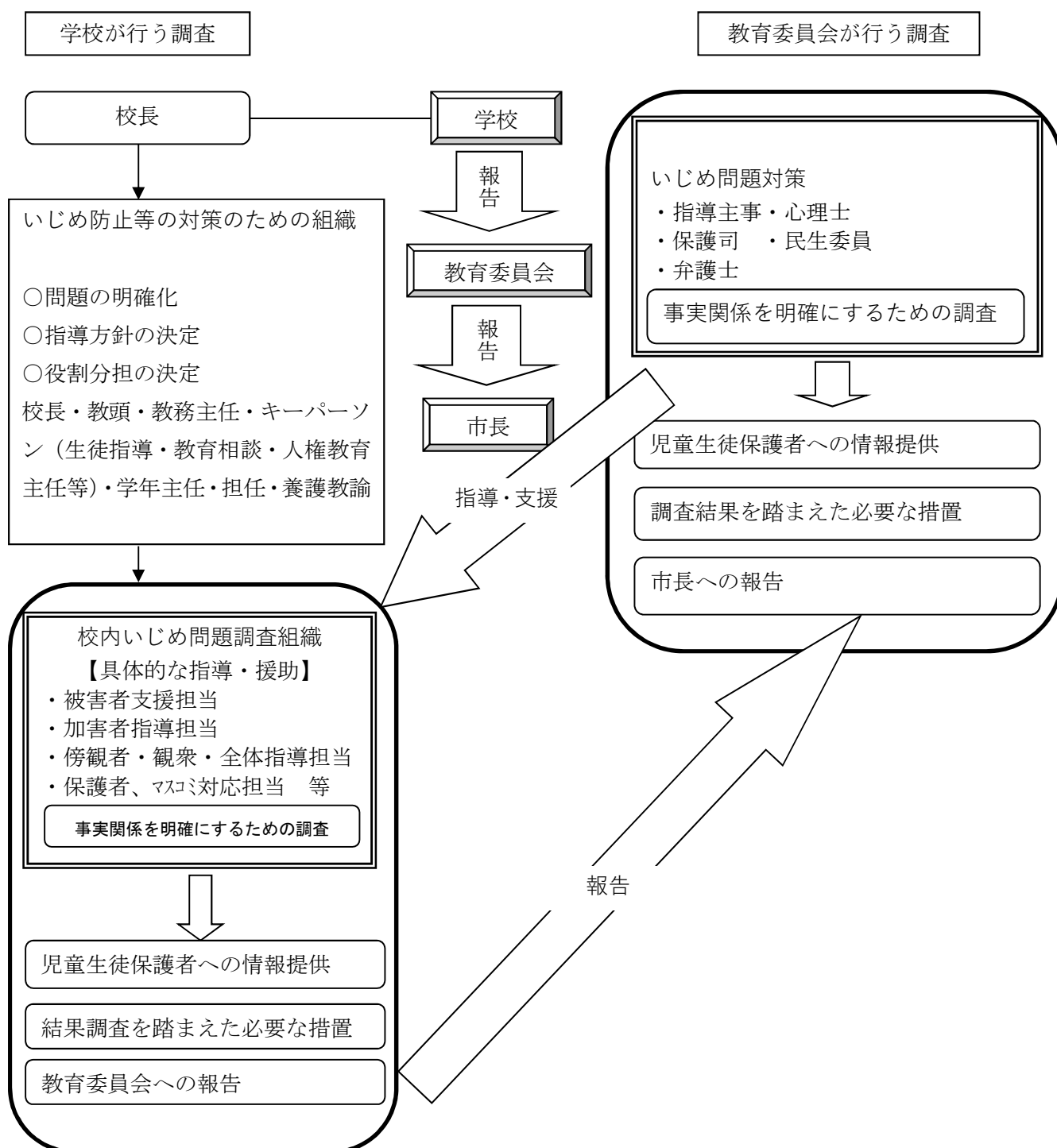
- ②調査結果の報告

調査結果について、富士見市教育委員会に報告する。

重大事態発生時の対応（例）

想定される重大事態（第28条に規定するもの）

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合



いじめ撲滅宣言

平成19年5月24日

富士見台中学校生徒会

私たち富士見台中学校生徒会は、思いやりがあふれる学校の実現をめざして、次のようにいじめ撲滅を宣言します。

- 私たち台中生は、いじめ・差別をしません。
- 私たち台中生は、いじめ・差別を人にさせません。
- 私たち台中生は、思いやりで満ちた和やかな学校を築くために、みんなで協力し、努力していきます。

- いやがらせやからかいの無い集団をみんなでつくりましょう。
- じぶんに関係ないと、いじめをみてみぬふりはやめましょう。
- めいっている人がいたら、声をかけ、手をさしのべていきましょう。
- ぼう言や暴力の無い、安心して生活できる学校にしましょう。
- クラス、学年、部、委員会で一人一人のよさを認め合いましょう。
- めざしましょう いじめの無い温かい台中を
- つよい心、優しい心、正しい行動をみにつけてましょう。